

気象警報及び熱中症特別警戒アラートに伴う臨時休業について(改定)

1 臨時休業(午後1時30分始業)となる場合

- (1) 当日、午前7時の時点で、京都市または南丹市に、内容を問わず特別警報が発表されている場合。
- (2) 当日、午前7時の時点で、京都市または南丹市に、暴風警報、暴風雪警報のいずれかが発表されている場合。
- (3) 当日、午前7時の時点で、京都市または南丹市に、大雨警報と洪水警報が同時に発表されている場合。(注:通常、大雨洪水警報と発表されることが多い。)
- (4) 当日、京都市または南丹市に、熱中症特別警戒アラートが発表されている場合。
※熱中症警戒アラートではなく熱中症特別警戒アラートの発令時とする。また、熱中症特別警戒アラートは前日の午後に発表されるので、発表時点で翌日の臨時休業が確定する。(注:前日の午後に発表され、翌日午後まで取り消し・解除はない模様。)

2 警報等解除による措置

- (1) 午前7時までに、上記の警報等が解除された場合は、通常どおり授業を実施する。
- (2) 午前10時30分までに、上記の警報等が解除された場合は、午後1時30分を始業として授業を実施する。
- (3) 授業を実施する場合でも、公共交通機関が不通となり登校できない場合は、出席停止扱い等の措置をとる。

3 午前7時をすぎて、もしくは在校中に上記に該当する「警報等」が発表された場合

- (1) 午前7時をすぎて、始業までに発表された場合
 - ア 登校を開始している場合 ⇒ 安全に留意しながら登校を完了し、HRで待機し、SHRの指示に従う。 ※帰宅する方が安全な場合、帰宅する。
 - イ 登校を開始していない場合 ⇒ 上記2(2)のとおり
- (2) 在校中に発表された場合
 - ア 安全に留意しながら校内待機
 - イ 通学路等の安全、公共交通機関の運行状況、保護者の迎え等、安全が確認できた場合は帰宅させる。

4 その他

- (1) 上記臨時休業等の措置は、土日祝日及び長期休業中の部活動・補習等にも適用する。
- (2) 臨時休業となった場合、学校は速やかに回復措置を講じる。
- (3) 警報等の発表状況にかかわらず、自宅や通学路等に実際の被害や危険が生じているときは、無理に登校せず、安全を第一とした判断・行動をすること。
- (4) 在校中、上記警報等の発表が予測できるときは、校長の判断により、早めに帰宅させることがある。